

国境のない騎士団

Vol.9

2003.1.28

発行 ハルの会=和光晴生支援のために

パレスチナコマンド アクションレポート

第3回
和光 晴生

—アブ・ラード失恋す・コマンド結婚事情
—そしてイラン入コマンドたちがやつて来た

兵舎周辺の畑で麦刈りが始まっていた。どこの畑も人手による刈り入れだ。レバノンの初夏の日射しがかなりのきつさだから、朝夕にのみ家族総出での作業が集中的になされている。軍事前線そのものである一帯の土壤は白っぽい石灰質で、決して肥沃とは思われない。それでも気候は麦作に適していると見え、稔りは良さそうだった。

これが農業一等地であるベカ一高原の農場なら、麦の収穫は全てコンバイン業者任せとなるところだ。それに比して、ナバティエ一帯は貧しさが目につく。レバノンの南部全域が中央政府からの援助も投資も薄いままで、低開発下におかれて來たという事情もある。

戦場化した南部から逃れた農民たちが首都ベイルートの南郊外に新たな難民居住地域を築き、それが急速に拡大していた。元々はパレスチナ難民のキャンプが都市周縁のスラムとして成立していたのだが、その後に外縁に南部からのレバノン人農民たちが住みつきはじめたのである。シーア派モスルームのコミュニティーが南部から大都市に移動した形であり、都市住民に多かった、より世俗的で穩健なスンニ派モスルームのコムニティーと混在、併存することとなつた。

ペイルートでそんな光景を目にしていたうえで、わたしは南

部前線にやつて來ていた。田の前に広がる畑には戦時下にもかわらず、今なお収穫に汗を流す生活を送つてゐる人たちがいる。

枝を広げたイチジクの木立の下には、空爆にそなえ分散態勢をとつたコマンド達が銃をかたわらに休息していた。夜間の待ち伏せや任務に加え、いつ偵察や奇襲攻撃作戦への声がかかるかも知れないから、毎日ながは木陰での休息がコマンド達の日課となっている。

それでもここ数日は若いコマンドの多くが近くの畑に出掛け、麦刈りの手伝いで汗を流していた。少年コマンドのアブ・レールやシャーディヤーファルそれに小隊つきジープの運転手であるアブ・ラードまで、多忙な任務を持つ身なのに連日の畑仕事に加わっていた。

「いや、なに、バナー（娘たち）がいるから」とジャーフアルが照れくさそうに説明してくれた。普段なら農家の娘さんたちと身近に接するなど御法度とされるシーア派モスルームの土地柄である。「援農」は若いコマンドたちには結構な楽しみの機会なのだろう。

小隊長アハメッドが休暇で不在であることも、コマンド達が氣兼ねなく「援農」に出掛けて行ける雰囲気をつくっていた。アハメッドがなかなか統率力にすぐれていることは日々の兵舎生活で認識できた。夜間待ち伏せや兵舎での夜間立哨、それに当番任務などのローテーションはしっかりと組織されていてし、週に一、二度開かれる兵舎での「活動会議」の司会ぶりも板についていた。会議はいつも議題設定へ意見の受付けに始まり、実務連絡、政治・軍事情勢のブリーフィング、その日の討議課題となつた事をめぐる意見交換、「その他」として各員からの要望の受け付けなど、そして最後に「批判一日〇批判」となる。兵舎での任務遂行上や同志関係、周辺住民との関係等に問題

がなかつたか、というようなことで一人ひとり発言を求められる。

批判（ナカツド）には、ポジティブな批判（ナカツド・イジャーピ）としての同志の賞賛に倣する行為をほめあげる」とも含まれる。反対のネガティブな批判（ナカツド・サルビ）には、「だれそれが俺を口ばらへりした」といったようなことも出される。自己批判のネガティブな方のものはナカツド・サルビ・ザーティーとなるのだが、「俺は今日、こういう良いことをした。ナカツド・イジャーピ、ザーティーだ」というようなことを言い出すお調子者も出てくる。

会議に限らず、兵舎運営・部隊組織化に占める小隊長の役割は大きい。小隊長のキャラクター・能力次第で十数人のコマンドの士気が極端に影響を受ける。アハメッドは二十代後半の年齢と思われたが、軍隊調のしめつけに片寄ることも、家父長制モデルに流れることもなく、コマンドたちが生き生きと活動できる雰囲気をつくっていた。

この機会に提起しておくが、旧「日本赤軍」の「自己批判」批判」という問題のたて方は、自己変革をこそ基軸にすえようとのタテマエからなのだろうが、論理的にも成立しないおかしなものだったと思う。なぜなら、批判の自らへの適用が自己批判なのだから。「批判以前にまず自己批判を」との主張には無理がある。むしろ批判活動の抑止、統制につながるものでしかないと見える。

まず現状認識・分析が的確になされなければ正しい批判などなされようはずもない。その上で現状批判—現体制批判—現支配イデオロギー批判が果されて初めて、その自らへの適用たる自己批判が有効になされることとなる。そのためにも具体的な実践を通じての世界観・歴史観の確立が問われることとなる。

共産同赤軍派の母体たる関西ブントは、「JNAGari弁証法」とも呼ばれた「藤本進治の認識論」とかを踏まえていたはずなのに、どうして唯物弁証法から逸脱した「自己批判要求」の方に流れる例が多いのだろうか。

連合赤軍の「共産主義化」の名の下になされた「総括」という自己批判要求は、同志肅清・虐殺を結果した。

「よど鳴」グループの人たちが出した「飛翔二十年」という本には田富氏が「自己批判—相互批判」について書いていた。これは彼らのオリジナルではなく、北朝鮮当局による人民統制の方法として定立され、機能しているもののように思われる。つまりは「要求する自己批判」なのである。

そして旧「日本赤軍」の「自己批判を基軸とする思想闘争」という代物があつたわけだが、組織は「解散」となり、指導者たる重信さんは公判で「謝罪・反省」を述べるとこへ、「自壊・解体」の事態に至っている。裁判で事実や法解釈を争う」とよりも、「情状に訴える」とを前面に出すところ哀れな状態にある。それでいて秘密主義の体質は堅持せざるを得ないのだから、なんともミスマッチな公判方針を探つてゐるとしか語りようがない。やはり「自壊・解体」。

別の機会に詳述しようと思うのだけど、とにかく、「自己批判」なるものを強調すればするほど「唱つてみせる」スローガンから「要求する自己批判」に転化しまいがちなのだ。旧「日本赤軍」時代は「〇〇同志を援助する会」といふ名の吊るし上げ大会、メンタルなリンクというべき会議があつて、私もお世話になつたりした(?)。

連赤の教訓があり、アラブにあつては追いつめられた状況にはなかつたことから、肉体的・物理的なリンクには、私の知つている限りでは、到らなかつたことが救いだつた。とにかく、組織及びその指導部が理念めいたスローガンを言い出したら、

もう要警戒なのだ。チェック機能が働かなくなってしまう状態になるからだ。株式会社でいうなら外部からの監査役、役所に對してならオンブズマンによるチェック、それらにあたるもののが革命組織とくに民主集中制をとっている組織の場合、どう成りし機能しうるのか。旧「日本赤軍」の例も踏まえ、別の機会に検討してみたい。ハイ閑話休題。

PFLPも民主集中制を規約でうたつてゐる組織だった。私がPFLPの南部前線兵舎に参加していた頃は、丁度、旧ソ連や東欧諸国にメンバーをどんどん派遣し、政治・軍事の教育訓練を受けさせていた時期だった。その一方で、中国共産党が「長征」当時提起した対人民向け作風に関する規律等もコマンドの教育・組織化にとり入れていた。

わざらが小隊長アハメットもそんな教育・訓練を経験済みだったのだろう。そのアハメットが休暇をとつたまま兵舎に戻つてくることはなかつた。どこかへ配転になつたらしい。代行を務めていたアブ・ハディードが小隊長を続けることとなつた。すでに三十代半ばに近い年頃と思われるアブ・ハディードは小柄ながらいかにも軍人印き上げとう感じのコマンドで、氣は良さそうだつた。ただし英語は話せない。私にとっては不眞合だつたが、数入いる学生ボランティアのコマンド達が、いつでも通訳の労をとつてくれた。

カラチ大留学生のモハムードが常に私に氣を配つてくれていた。アハメットの事情について英語でそつと教えてくれたのも彼だつた。一応、機密扱いになつてゐる事柄なのだそうだ。

アハメットは休暇中、PFLPには無断でヨルダンに行つてゐたらしい。彼は党員資格を持っているから、ヨルダンに行くとなつたら、PFLPの保安部に申請して許可を得る必要があつた。70年「黒い九月」の弾圧以降、ヨルダンではPFLP

のメンバーとバレたら即、拘束され拷問での尋問を受ける」となる。アハメット自身、ヨルダンからの「70年組難民」の人だつたのだが、最近、結婚話を抱えていて急ぎの用事がつたから、PFLPに内緒でヨルダンの親類を訪問するのに出掛けてしまつた。運よく捕まりずに戻つて来られたというのだが、PFLPから査問を受けることになつた。――

「ヨルダンからのスパイが多いこともあつて、いろいろ厳しいのだ。他には黙つていてくれ。」と念を押してモハムードは説明を終えた。以後、私がアハメットと会うことはなかつた。

私がナバティエ近くの村の兵舎に配属されてから一ヶ月以上たつていた。コマンドには毎月、独身者で4泊、妻帯者で6泊ほどの休暇が保証されているのだが、様子もよく知らないまま、私は休暇をとらずにいた。筆記具その他の日用品を補充する必要があつた。近くの村の雑貨屋に何度も買い物に行つたが、村の貧しさをそのまま反映しているような品揃えでしかも、ナバティエの町まで出掛ける必要があつた。

小隊付きのジープが毎日ナバティエの中隊本部との間を何度も往き帰しているのだが、丁度出払つたままだったので、乗合タクシーで行くことにした。アブ・ハディード小隊長にアラブ語で「ナバティエまで買い物に行きたい。一時間ほど帰る」と許可を求めた。何とかこの程度のやつとりは出来るようになつていて。情勢が緊張していない限り、日中に外出許可を得るのは容易なことだつた。

アブ・ハディードは「おう、けつこう話せるよになつたな。一人で大丈夫か。誰かと一緒に行つてもいい」と少年コマンドを一人呼びつけた。

二週間ほど前に来たばかりのシェイイボーグという少年コマンドが付き合つてくれることになつた。ソマリア出身の家族がベ

イルートにいるという、かなり都会化した感じのアフリカンの少年だった。簡単な英会話ならこなせるのが、アフ・ハディードが彼を指名した理由だろう。一人とも街服に着替えて兵舎を出た。私にとつて初めてのナバティ工の町へのお出掛けである。少年コマンドのサポートつきでないと行けないというのが情け無い。街道を歩いていれば乗り合いタクシーを拾えるという。

麦畑に囲まれた小さな民家の前に老人が二人椅子に坐ってお茶を飲んでいた。シェイボーブが「マルハバ（今日は）」と親しげに声をかけた。ジャーフアルたちと一緒に麦刈りを手伝つたことがある家だという。老人二人がお茶を勧めてくれた。一人が「自分はもう九十才だ」とレバノンの身分証をとり出して見せた。確かに1800年代の年号がアラビア数字で生年月日欄と思われるところに書かれてあつた。もともとはトルコ人で、十代の頃にレバノンにやつて来てそのまま定着したという。

もう一人の老人は「トルコ治政下にあつた時代に、トルコ軍の兵役に就いたことがある」と言って、トルコ語の号令を叫びつつ「気をつけ」「休め」の動作をしてみせた。第一次大戦前の話である。いつたいこの村の生活はどういう時間軸にあるのか、と気が遠くなりそうになつた。

近所の農家の住人が庭先の菜園を耕すのに、牛と口バを二頭立てにつないでスキを引かせていた。実に、旧約聖書の類に、「牛と口バをつないで畑を耕かせる者」と非コダヤ人についての記述があるとのことなのだが、その農耕法が目の前で行われていた。数キロ先には十字軍の城砦がそびえている。そんな風景の中でオスマン・トルコ時代からの老人がお茶を飲んでいるのが、私がパレスチナ解放闘争に義勇兵として参加した前線の日常なのである。この村に数軒ある小さな雑貨屋は日本の1950年代の田舎のようす屋よりもはるかにひなびて見える。

やつて来た乗り合いタクシーがこれまたいつの時代のベンツかという代物だった。ナバティ工までの料金が一レバノン・リラで三分の一ドルに相当。私が73年にベイルートに着いた当時は市内の乗り合いタクシー料金は四分の一リラだった。それから75年以来のレバノン内戦が続いたままにあるわりには、インフレの進行は緩やかだったと言える。82年に「イスラエル」による大侵攻を受けた後も年ごとのインフレ率は数倍単位でしかなかつた。

レバノンの全政治勢力闇で内戦終結が合意された80年代末以降の復興期の方が、ハイパーインフレがすさまじい勢いで進行した。それまで二百五十リラ札が最高額紙幣だったのが、千リラ札、五千リラ札、一万リラ札とたて続けに高額紙幣が発行された。

私がレバノンで逮捕された97年当時のベイルート市内の乗り合いタクシー料金は一千リラ（三分の一ドル担当）になつていた。73年当時の料金の四千倍、私がナバティ工前線にいた70年代末の一干倍にあたる。コマンドの給料にしても、独身者には85ドル相当、ということでは変わつていないのに、レバノン通貨でとなると、70年代末までが二百リラほどだったのが、90年代半ばまでには十数万リラになつていた。

今、日本ではテフラーの解消を、金融政策によるインフレ・ターゲットを設定することで凶ろうとする動きがある。極めて危険なことである。為替相場での円安と連動したら、あつと言う間に制御不可能なハイパーインフレを招く。日本を基点とする世界恐慌につながりかねない。

70年代末のレバノンに戻つて、私とシェイボーブとの、東洋人の三十男とアフリカンの少年のコンビが、オンボロ乗り合い

タクシーでナバティ工の町に着くのに十分とかからなかつた。今は敵地となつてゐる谷に向ひうから、かつての街道筋だから道は悪くない。

ナバティ工は南部レバノン内陸部最大の町であり、周辺の村々の政治・経済上の中心となつてゐる。シーア派モスレムが住民のほとんどを占めているが、クリスチヤンの村もいくつかあり、ナバティ工市内には、ミッション系の男女共学の中学校もあつた。

町の市場には午前中に仕入れや買い出しの人々が群れ集まるが、午後には砲撃へのおそれからすつかり人あしが途絶えてしまふ。砲弾による破壊が目立つ街並みは昼過ぎにはまったくのゴーストタウンの雰囲気となる。

レバノンにしても、パレスチナにしてもその国土は極めて小さい。首都ベイルートを中心に乗り合いタクシーで結ばれたレバノン全域の主要都市は、余裕をもつて日帰りできる圏内にある。ベイルートからナバティ工まで車で一時間一寸。地中海の海岸線は北のシリアから南のパレスチナまでの間が百五十キロメートルほどしかない。国土面積が一万平方キロだから日本の三十八分の一くらい。それでいて最高峰三千メートルに達する山脈が国土の背骨を成してゐるから、山がちの地形となり、ごく限られた平野部しかない。

ナバティ工には文房具店兼書店は二、三軒しかなく、私の買いたい物は簡単に終わつた。久しぶりにレバノンの英字週刊誌を買つことができた。街なかは結構なにぎわいだった。野菜が並べられた八百屋の台の下に百五十五ミリ砲弾の不発弾が二発も置かれていたりするのがすこ味になつてゐる。

シェイボーブがひと休みしていこうと、大衆食堂のような店

に誘つた。安っぽいテーブルと椅子が六組など並べられ、メニューはサンドイッチと鳥の丸焼きだけの店だつたが、満席だつた。私はお茶を頼んだのだが、シェイボーブはビールとミニチュアボトルに入つたウイスキーを注文した。小ぶりのジヨッキに入つたビールにウイスキーを注いで、シェイボーブは軽く一息で飲みほしてしまつた。私に片目でワインクしてみせ、「みんなには内緒にしてくれ」と頼んできた。それで酔つた気配が出ることはまったくなかつた。かなり悪ズレした都會つ子らしい。

村への乗り合いタクシーの発着所には、丁度来たときの運転手が待ちをしていた。大体、ナバティ工の様子はつかめた。これなら次は一人で乗り合いタクシーを乗り継ぎ、ベイルートへも行けるだろう。

兵舎に帰り着いたら、アブ・ラードが思い詰めた顔をして夜間立哨ポジションに坐りこんでいた。もともと無口で無愛想な男ではあるのだが、あいさつの声を掛けてもまったく反応しないのが異様だった。

軍服に着替え、近くの木立の下に退避中だつたモハムーデーに尋ねてみた。

「アブ・ラード、どうしたんだ?」

「結婚話を断られた。近所の家だ。今、アブ・ハイードと中隊本部つきのアブ・リダとが娘さんの父親を再説得しに行つてゐる。氣の毒だがまず無理だろう」

なんでも麦刈りの折りに親しくなつた娘さんに惚れこんだアブ・ラードが父親に頼みこむため、この数週間通いつめていたのが、結局断られたという話だつた。父親としては、いつ死ぬか分からぬコマンドに娘を嫁がせるには一の足を踏まさるを得ないし、結婚相手としては、借家であれ、二部屋以上の家に住んでいるくらいの人を望む、という言い分らしい。

アハメッドも結婚話ががらみで、ヨルダンに行き、問題を抱えることとなつた。アブ・ラードもこんな調子なのだから、コマンドにとつて結婚話が切实で深刻なこととしてあるのは理解できた。アブ・ハイードにしてからが、ナバティエに住むパレスチナ人一家の娘さんと婚約にこぎつけたばかりで、相手の娘さんが何度も兵舎を訪ねて来ていた。

コマンドの結婚相手は多くが親戚・地縁関係の中から選ばれ、それも同じ難民キャンプの娘さんであることがほとんどだといふ。アブ・ラードの場合、相手がレバノン人農民の娘さんであるところに難題となる理由があつた。

これもモハムードの説明なのだが、小隊長になる頃のコマンドは働きさかりである分、結婚適齢期にもあるわけで、そこでコマンドをやめて民間の仕事に就く者も多いのだそうである。中隊長以上のクラスになると、親戚縁者に湾岸諸国などで成功している人がいて、その援助を受けているから所帯持ちになつても続けていられるというケースが多いのだそうだ。

アブ・ラードは夕方近くまで立哨ポジションに坐り込んだままだつた。私が再度そばを通つたとき、ボソッとつぶやいた。「アメリカー工、インタハリーエ」。……「決死作戦」という意味である。「おいおい、ヤケにならんぞくれ」と声をかけたかたが、私は黙つて通り過ぎるしかなかつた。

兵舎の補給体制が突然様変わりした。それまで食糧や軍服の類はPFLPからのみの支給だつた。それが、「拒否戦線」からものが中心になるのだという。兵舎の食事は毎日が一日のメインとなるのだが、ナバティエで調理し、毎日兵舎に届くことになるとの話だつた。おまけに喫煙者には毎日マールボロが一箱ずつ支給されることとなつた。

どういう風の吹きまわしなのかと尋ねたら、学生ボランティアのコマンドたちがあつさりと答えた。「要するにイラクの意向」。

縁談成立にこぎつけたことがあつた。彼の場合、相手の娘さん一家が都市の住人であり、父親がインテリであつたことから話が進めやすかつたと聞える。

レバノン南部の農家の娘さん相手では、相当の経済力が無ければ結婚にまでこぎつけるのはかなりむずかしい。日本でいう結納金のような慣習がアラブにもある。PFLPの場合、一定の勤続年数を経たコマンドには、結婚資金がわざかながら保証

される。しかし、新居を借りる分にもならない額でしかない。結婚できたとしても、妻帯者コマンドには新たな困難が続々と起きることとなる。経済問題だけではない。月に一週間ほどの休暇しかとれない身なのだから大家族の一員として同居する、ということでもないと所帯の維持は難しい。前線兵舎近くに部屋を借り、妻子を住まわせるようなコマンドもいるのである。

ズ国務長官が67年第三回中東戦争後の和平案として提案してい

たアイディアである。親ソ連派のP D F L P（後のD F L P・パレスティナ解放民主戦線）もミニ・パレスチナ案を積極的に支持した。主流派ファタハへの介入戦術であると同時に、「イスラエル」内の親ソ連潮流との結合と、それにも連が支援を与えることを期待しての主張ではないか、と見られていた。また、ファタハ内左派には、ミニ・パレスチナを対ヨルダン攻略の拠点としよう、といった主張もあった。それらの動きに対し、あくまで全土解放追求の立場から反対の声を挙げたのがP F L P（パレスチナ解放人民戦線）、A L F（アラブ解放戦線）、P P S F（パレスチナ人民闘争戦線）などの組織で、74年には「拒否戦線」を立ちあげた。アラブ諸国レベルでは、イラク、リビア、アルジェリア、南イエメンが「拒否戦線」を支持し、政治的、物質的援助を与えることとなつた。

その流れから、「拒否戦線」諸組織は共働領域を拡大せよ、ということになり、それに向け共同の物資補給態勢もつくろうということになつたらしい。イラクの対シリア、対イラン向け共同戦線づくりが狙いではないか、というのが学生ボランティア・コマンドたちの見方だった。それもあって、タバコの配給があつうが、気乗りのしない顔が多いのだ、とモハムードが解説してくれた。

軍事面での共働も強化せよ、という話になり、まず夜間の待ち伏せを三組組織で毎晩実行することになった。P F L Pは以前から独自に夜間の待ち伏せ態勢をとつていた。そのボジションはP F L Pとして確保し続けた上で、A L F、P P S Fとの合同待ち伏せも行なうという話になり、それまでは三日に一晩ほどのローテーションで待ち伏せ任務がまわつて来ていたのが、ほぼ連夜、リタニ川の谷を臨む軍事的要所へはりつくこととなつた。さいわい、季節は夏場だから、毎夜の夜営もそれほど

苦にはならなかつた。

しかし、問題は多発した。二組織混成部隊となると、まずどの組織が指揮権を握るのか、という悶着がほぼ毎晩くり返された親イラクのA L Fのコマンドの作風はあまりよろしくなく、それまで待ち伏せ態勢など実践していなかつたとみえ、現場でも他組織のコマンドといざこざを起こすことが多かつた。「意下達」方式から必然化する矛盾ということになるのだろう。私にとっては、あらためてP F L Pのコマンドの質のよさ、作風のよさを他の比較で認識できる機会にはなつたのだが、仲間内では評判の悪い「拒否戦線」共同行動態勢だつた。P F L P自身が乗り気でなかつたことが、敵地への合同作戦をもつぱらレバノン共産党などレバノン左派組織とのみ実行していたことに示されていた。

待ち伏せポジションから見える谷に向こうの敵地の村には街灯が林立し、やたらと明るい。コマンドの作戦に対する防衛措置の一つなのだろう。その更に奥地の闇の中に閃光がひらめき、十秒ほどの間をおいて砲声が響いてくることがある。頭上を砲弾が飛んで行く風切り音がキュルキュルキュルと聞こえてきて、すぐにはナバティ工の町なかのあたりに閃光が見え、更に数秒の後に爆発音がどどろぐ。居住地域を狙つての無差別砲弾がこんな調子でもう何年も続いているのだろう。ナバティ工のどなたの通りがやられたのか、負傷者や死者はなかつたか、気にかけてもどうすることもできない。闇の中でただ光と音を追うしかない。

P F L Pのコマンドたちには評判の悪かつた「拒否戦線」共同態勢は長続きはしなかつた。村の中に拠点を構える親イランのレバノン・シーア派モスレム民兵組織「アマル（希望）運動」

とALFとが内ゲバを起こし、親イラク組織であるALFが村に居られなくなってしまったからである。

iranがパーレビ王体制を打倒するフメイニ革命の高揚で混乱期にあつた頃、隣国イラクではサダメ・フセインが実権を固めつあった。iranの混乱に乘じた形で、イラクが以前から紛争のもとなっていた国境線に軍を集結させ、緊張が高まる中で、フメイニ革命が勝利した。同年の7年、サダメ・フセインがイラク大統領に就任している。80年から8年間続いたイラク・イラク戦争の前哨戦はすでに始まっていた。

iranはシーア派モスルムが大勢を占める。レバノン南部もシーア派が多い。レバノン・シーア派の宗教指導者イマム・ムーサ・サドルはiran人であり、彼が75年レバノン内戦の開始とともに、設立した民兵組織が「アマル」である。以来、レバノン左派諸組織とパレスチナ諸組織が対レバノン右派勢力・対「イスラエル」の「共同戦線（Joint Forces）」を組んでも、「アマル」はそれに加わろうとせず、独自の活動をとり続け、ファタハやレバノン共産党などと内ゲバを起こすことが多かつた。iran・イラクの間の緊張が高まつていたところで、レバノン南部での代理戦争の形になつた。

その発端は宵の口に起こつた。PFLPの兵舎から二百メートルも離れていないALFの兵舎から、突如、対戦車ロケット（いわゆる bazooka）が何発も発射された。敵地の方向にではない。後背地たる村落の方へだつた。我々の兵舎ではたまたま中隊長マゼンがナバティエの本部からやつて来歩いて会議がもたれていた。マゼン中隊長がテキパキと指示を出した。砲声がとぎれたところで、中隊長が「マンドの一人に命じ、ALFの兵舎に向かつて大声で叫ばせた。

「こちちはPFLPだ。マゼン中隊長がいる。村に向かつてなぜ撃つのか。すぐ止める。さもないとPFLPが行動を起

すぞ。」

すぐにALFの小隊長が一人のコマンドをしたがえてかけつけて来た。まだ二十代半ばにしかみえないコマンドだ。かなり興奮している。

「マゼンはどうだ。俺は寝ていた。歩哨が外にいた。銃弾が撃ちこまれた。村の方からだ。アマルが戦闘をしかけてきたにちがない」。

中隊長が落ち着いた声で説得した。

「だからといって村にロケットを撃ちこむのはまずい。私がアマルの村の中のベースとナバティエの本部とに行つて話をつける。とにかく撃つのをやめて防衛態勢だけとつていろ。」

それでその場はおさまつた。

しかし、ALFは村から出て行かざるを得なかつた。ALFの車輪に加え、「拒否戦線」名の物資・食料供給車までが村の中の街道を通るのを阻止されるようになつてしまつたからである。これで拒否戦線の共同態勢は、われわれの村については見えなく解消となつた。

PFLPとしても、対「アマル」政策を検討せざるを得なくなつたようだつた。その一環なのか、ほどなくわが兵舎に伊朗人のボランティア・コマンドたちが六人も中隊本部から送りこまれて來た。それも反iran政府・反フメイニの「フェダイーン・ハルク」系のコマンドたちである。これではかえつて「アマル」との矛盾が深まることになるのではないか、と私は危惧した。他のコマンドたちは「iran人なんだからいいんじやないの」という反応だつた。いつたいどうなるのだ。

（続）

和光公判第1回から第27回までのとらえ返し

和光晴生

私の裁判は2000年9月20日の第一回公判以来、これまでの二年間に既に27回の開廷を数えるに至りました。今回は初公判以来の経過を明かにし、とらえ返しを簡単に行つておこうと思います。

00年11月16日刊の『国境のない騎士団』（以下『騎士団』と略）一号には、「起訴状」と私からの被告人「意見書」とが掲載されています。74年オランダでの「在ハーグ・フランス大使館占拠」と75年マレーシアでの「在クアラルンプール・アメリカ大使館領事部及びスウェーデン大使館占拠」による獄中同志釈放要求闘争の件での「逮捕監禁・殺人未遂」が罪名とされています。

いわゆる「ハイ・ジャック法（70年施行）」と並ぶ重罪たる「人質による強要（78年施行）」が立法される以前の件なので、従来の「逮捕監禁」では不可能な重刑を課すために、検察側は「確定的殺意による殺人未遂」を適用しようと図っています。私は00年9月20日公判むけの「意見書」の中で、二つの作戦の実行部隊の一員であったことと、その中で主導的な役割を担っていたことを認めております。殺意については否定しており、検察側が主張する「確定的殺意による殺人未遂」が私の裁判での争点となっています。加えて、私からはレバノンからの強制連行が国際的拉致・誘拐であることを提起しています。

私の裁判に先行して、ボリビアから連行されて来た西川純さんの裁判が98年以来進められています。彼が起訴されているの

は、77年のダッカでの日航機ハイジャック、獄中同志釈放要求闘争の件に対する「航空機の強取等の処罰に関する法律」（いわゆるハイ・ジャック法）違反と、私と共に74年の「ハーグ」の件です。彼は「ダッカ」の件については、全面否認、冤罪を主張しています。「ハーグ」の実行主体であることは認めていますが、「殺意」とその「共謀」とは否定しています。ただし、彼は75年にスウェーデンで逮捕されたおり、「殺意・共謀」を意味するような供述調書をとられており、検察側の申し立ての根拠にされることとなっています。現在も進行中の彼の裁判では、その調書が當時過酷で不当な取り調べの下で作成されたものであることから、その信用性を否定することを争点の一つとしています。

更に、「ハーグ」の件では、00年11月8日に大阪で逮捕された重信房子さんに対しても、「共謀・共同正犯」とする起訴がなされています。その根拠として、検察側は、75年当時、西川さんと一緒に逮捕・強制送還された戸平さんがとられた調書に、「ハーグ」後の会議で重信さんが作戦に関与していたことを示すような発言をしていた旨記載されていることをあげています。これまで、戸平さんをはじめ、75年当時とそれ以降に調書をとられた方々が、昔のことをほじくり返される形で、重信・西川・和光公判に喚問されています。いずれも過去の供述内容を否定する証言を行なって来ています。皆さん、共通して、調書をとられたことを悔やんでいます。實に後々までたたることとなっています。

私は01年6月18日の公判で、検察側が起訴状に「重信と共謀し」「つけ加える訴因変更を行つた」とから発言機会を与えられ、重信さんとの共謀などなかつたことと、私自身が80年代初めに旧「日本赤軍」から正式に脱退していたことを意見陳述として提起しました。

「」のようだ、私と重信さん、西川さんの三者が「ハーグ」の件で起訴されていながら、それぞれ別の件との併合審である」とから統一公判とはなっていません。その結果、同じ証人が三つの裁判に喚問されて証言させられるという、証人には気の毒な展開になっています。いずれ、私や重信さん、西川さんも他の二者の公判での「ハーグ」審理に証人として出廷することもありうると思われます。

すでに、西川さんは私の公判に検察側証人として喚問されました。彼自身の裁判が初公判以来4年以上経ても、まだ検察側立証段階にあり、自身の裁判で被告人質問を終えた後でなければ他の裁判で証言する訳にはいかないことから証言を保留しました。結果として、彼の75年当時の調書が私の裁判での証拠調べに採用されてしまっています。これは、当初から予測されていたことです。西川さんに対する接見禁止期間は丸岡さんの3年8ヶ月の記録を大幅に破り、5年になろうとしています。いずれ、彼の裁判で被告人質問が終わつた段階で、あらためて弁護側証人として私の公判に再出廷してもらい、彼の75年調書の信用性について検察側と争うことになるでしょう。

他の旧「日本赤軍」関連の方々の裁判については、治田由紀子さんが「東アジア反日武装戦線」の70年代の闘いの裁判を、95年にルーマニアから強制連行されて来て以来闘つてきており、今年の1月11日に無期懲役の一審論告求刑がなされました。「終生施設に」との暴言つきで、刑法にない終身刑を成立させようという、「赤軍罪」を含めた量刑攻撃です。7月4日の判決は懲役二十年（未決算入二千日）でした。検察側、弁護側とともに控訴する展開となっています。

戸平和夫さんは、旅券法関連で昨年11月に懲役一年半の一审実刑判決が下され、彼はペイルートからの拉致・誘拐につい

て更に争つべく控訴しました。今年7月11日に控訴審が開かれ、その一回だけで結審とされ、9月5日判決予定となっています。ベイルートからの強制連行組である足立正生さん、山本万里さんは同じく旅券法関連の公判でしたが、それぞれ執行猶予つきの一審判決が出て、既に釈放となり、獄外で活動を展開しています。ただし、山本さんについては重信さんが関与している件があり、検察側が控訴する嫌がらせをしています。控訴審の予定は未定のままです。

以下、第一回からの各回の公判について手短にお伝えします。まず、法廷の構成メンバーについて。所管は東京地方裁判所刑事第四部です。裁判長井上弘通判事。右陪席岡田健彦判事（23回までは野口佳子判事）。左陪席中村光一判事（19回までは森喜史判事）。

主任検察官、今年4月までは牧野忠検事（地検公安部の「赤軍」担当）、後任者未確認、おそらくは山本さんを担当している佐渡賢一検事。

公判立ち会い検察官、西谷隆検事。コンビを組んで西川・重信公判も担当していた村瀬正明検事は4月に異動となり、後任は中田和範検事。いくら定期異動とは言え、4月に主任検事、立ち会い検事、それに捜査部で私への取り調べを担当した坂口検事まで一斉に転任となつたとのことで、やはり大阪高檢公安部長が逮捕されるという検察庁の構造腐敗が明らかになつたことと関係がある動きなのかも知れません。私としては裁判闘争の相手としてはこれらの方々は嫌いではなかつたのですが――

弁護団：主任弁護人、川村理弁護士、川村法律事務所
弁護人、古田典子弁護士、東京共同法律事務所
弁護人、川口和子弁護士、藍天国際法律事務所
実は、裁判長以下検事、弁護士、皆さん、私より年下なので

す。全共闘世代も歳をとつたものです。ハイー

・第1回公判 00年9月20日、起訴状朗読、被告人意見陳述、

検察側立証冒頭陳述、証拠調べ（「ハーグ」時銃器など）。

・第2回公判 00年10月30日、検察側証人Z・H氏（70才）証

言。（以下、証人については、イニシャルで通すことになります。）
75年の「クアラルンプール闘争」時、商社マンとしてマレーシアに勤務、人質53名中、唯一の日本人だつた方です。犯人特定の証言と「逮捕・監禁」に関わる状況証言のみで、「殺人未遂」

関連の証言はありませんでした。

この公判から9日後の11月8日に重信さんが大阪で逮捕され、俄然、以後の公判で検察側の目の色、顔付きが変わっていきます。重信さんに対しても「ハーグ」の件での「殺人未遂」をもつて、「共謀共同正犯」の重刑攻撃を加えようとの検察の姿勢が露骨に示されはじめたのです。「権力の意志」を感じとりました。

・第3回公判 00年11月13日、検察側証人M・R氏（71才）。

「クアラルンプール闘争」時、外務官僚として特別機でリビアまで同行した方です。状況証言のみで、犯人特定の証言はなされませんでした。この方は最近外務省批判の本を出版し、官庁街ではベストセラーになっているようです。

・第4回公判 00年12月13日、検察側証人T・A氏（58才）。

「クアラルンプール闘争」時、現地の日本大使館（作戦が起こされたビルの別階に在）の一等書記官として、部分的に電話交渉に関与。状況証言のみ。エリート外交官だったのに現在は翻訳業とのことで何があつたのでしょうか？

・第5回公判 01年1月25日、検察側証人S・M氏（82才）。

「クアラルンプール闘争」時の駐マレーシア日本大使。銃撃で負傷した現地の警察官を見舞いに行つたおりのことを「あれは殺すつもりではなかつたようだ」と証言。村瀬検事がしかめつ面を激し

く左右に振るので、あわてて「いや、殺すつもりかどうかは擊つた奴でないとわからないことだ。ハハハ」と笑つて「まかすも手遅れ。けつこうな検察側証人でした。

・第6回公判 01年2月22日、検察側証人K・Y氏（65才）。

「ハーグ闘争」時、在オランダ日本大使館一等書記官として、電話交渉の通訳に関与した経過を証言。犯人特定については「時間が経つていて不確か」と避ける発言。「この方は「ハーグ」後、衆院議員になつたのですが、汚職かなんかで辞任し、検察にはウラミを持つていたようです。

・第7回公判 01年3月19日、検察側証人T・S氏（73才）。

元警視庁公安部補で、共産同赤軍派結成時の69年から85年に停年退職するまで一貫して赤軍派を担当。歴史的経過と「クアラ」時に現地空港で認証したことを証言したのみ。「この御仁は停年後もアメリカでの城崎裁判に証人として出廷。

・第8回公判 01年4月18日、第9回公判 01年5月18日。

2回にわたつて西川純さんが検察側証人として喚問されました。既述の如く、彼自身の裁判で被告人質問が済んだ上でなければ、証言するわけにはいかない旨、冒頭で発言し、この段階での証言を拒否しました。それでも村瀬検事は2回の公判にわたつて執拗に尋問し続けました。騎士団V-O-I-3（01年6月15日刊）に「出廷記」の第7回、第8回がV-O-I-4（01年9月15日刊）に第9回の分がそれぞれ掲載されています。

・第10回公判 01年6月18日。

戸平和夫さんが西川さんに続き検察側証人として喚問されました。彼は自分の裁判で6月15日に被告人質問を終えていたので、証言に応じています。これ以後、彼は自身の公判に加え、私と重信さんの公判に各4回、更に西川公判には7回にわたつて喚問されることになりました。あまりに過密な日程であることを私が12月の公判で指摘したことから、裁判長

は検察側に各公判への戸平証人出廷の日程表を提出するよう

要求しました。午前に本人の公判、午後は私の公判、翌日は重

信公判に喚問ということすらあつたのです。まともに証言を行

えるような日程ではありません。

この日の公判では戸平証言に先立つて私が意見陳述を行いま

した。その内容は「騎士団」v.o-3・5（01年6月30日刊の

増刊号）に掲載されています。先述した「重信共謀否定」の意

見陳述です。

- ・第11回公判 01年7月11日、午前・午後の全日。

・第12回公判 01年7月12日、全日予定が午前のみで終了。

2日続けて、検察側証人として、「クアラ」時の人質の一人

であった、スウェーデン大使館秘書、ウラ・オッジビスト氏

（54才、女性）が、現在の勤務地であるボスニア・ヘルツェゴ

ビナ（旧ユーゴスラビア）のサラエボから来日し、出廷されま

した。それでも、為されたのは「逮捕・監禁」の状況証言のみ

で、「殺人未遂」関連の事柄は言及されませんでした。裁判長

から被害者としての処罰感情を問われ、証人は「日本の法律で

犯人が裁かれることで是とする」旨、こたえました。その上で

「テロリストは相手にしない、無視する」という個人の見解を

述べています。私としては、人質とされた方々の感情を受けと

める以外ありません。この公判の「出廷記」にあたる内容は

「騎士団」v.o-4（01年9月15日刊）所収の「N先生へ」の

手紙に含まれています。

- ・第13回公判 01年7月31日、第14公判 01年9月3日。

・第15回公判 01年9月28日

いすれも第10回に続き、4回にわたった戸平さんの検察側喚

問証人としての証言です。第10回、13回、14回については「騎

士団」v.o-5（01年11月23日刊）に、15回についてはv.o-

6（02年1月1日刊）に、それぞれ「出廷記」が掲載されてい

ます。彼の証言自体は私の裁判の争点には何の重要性もありません。併行して喚問された重信さんの公判にとつては「共謀共

同正犯」に関わる内容があり、決定的に重要な争点を成すものとしてあります。検察側が私の裁判に戸平さんを4回も喚問したのは、9月に予定していたオランダ人証人の出廷予定が二月に延期となり、他に喚問できる証人を用意できなかつたことからと思われます。それでも検事は10月の公判への証人を設定できませんでした。

- ・第16回公判 01年10月16日。法廷実務のみ、15分で閉廷。
弁護側はこの一とをもつて、「接見禁止」解除を要求しま

たが、検察側が強硬に反対したため、受け入れられていません。

- ・第17回公判 01年11月12日、午前・午後の全日公判。第18回公判 01年11月13日、午前・午後全日公判。第19回公判 01年11月14日、全日予定が午前のみで終了。

3日間にわたって、オランダから「ハーグ」時の銃撃戦の当事者であつた警官（当時）2名の証言を受けました。

J・M・R証人（48才、女性）、現在は病院の事務職。

P・W・S証人（54才、男性）、現職刑事。

検察側としては「確定的殺意」を強調する証言を期待しての遠路の喚問であり、それなりの事前面接も行つたのでしようが、かえつて「やりすぎ」の証言になつてしまい、「起訴状」記載の「犯罪事實」とすら食い違つたものになつてしまひました。J証人は当時、自身が重傷を負つたこともあつて、私に対し、かなり無理をして敵対感情を示そうと努めている様子でした。私としては、個人的な感情については正面から受けとめる以外ありません。ただし虚偽・誇張の類には反論せざるを得ません。それを私は次回公判で行う機会を得ました。

- ・第20回公判 01年12月25日

クリスマス公判では、陪席判事の交代があり、被告人に意見

陳述の機会がプレゼントされました。「騎士団」v.0-16(02年1月1日刊)に、この「意見書」が掲載されていて、内容的には第17・18・19回公判の「出廷記」にかわるものとしてあります。年末、クリスマスの日にもかかわらず、傍聴において下さった皆さんに恐縮かつ感謝の意を表します。

・第21回公判 02年1月11日、第22回公判 02年2月19日、共に午前のみ、弁護側証人G・Y氏(56才)。

私の裁判は、まだまだ検察側立証段階なのですが、この時点で特にG・Y氏に弁護側証人として出廷してもらうことになりました。こんなことになったのは、まず検察側が外国からの証人喚問に手間どつていて、場がもてなくなり、裁判長から弁護側に誰か呼べないか、との要請がなされたことと、G・Y氏の75年当時の調書が私の裁判で西川調書同様、証拠調べに採用されていること、そしてG・Y氏が重信公判への証言を済ませていたことから、私の裁判の進行を内容的にも重信公判の進行にシンクronさせて行く必要が生じていたこと等によります。私の裁判にとつてはG・Y氏の証言は「平さんの証言同様、重要性はないのです。御多忙のことろ、2回も出廷していただきごととなり、恐縮しています。弁護側証人なので、川村弁護士が主尋問を行いました。既に重信裁判で質問されていた74年当時の「ホンヤク作戦」関係のことが中心でした。反対尋問を行つた村瀬検事は「ホンヤク」に加え、「ハーグ」に関わることまで質問しましたが、重信公判での質問の繰り返しで、私の裁判での争点にはさして関係のないことばかりでした。

証人は、もう28年も前のことなので記憶がほとんどなくなっているようでした。私もレバノン南部で活動していた頃は過去のことを思い起こさないようにすることで積極的に忘れようと努めていた時期があり、裁判が始まつてから昔の記録をいろいろ読むようになつてもまったく思い出せない」とが結構多いの

です。74年6月頃、私は西川さんと共にウェーブに赴き、G・Y氏と初対面となる機会があつたこととか、いろんな調書類に記録があるので、「今やみ」となほどに記憶が失せていました。G・Y氏は75年以降は日本の実社会で多忙な生活を送つて来ていたのでしょうから、外国でのはるか昔の出来事など、私以上に忘れてしまつていることは不自然ではありません。

「重信さんを支える会」のパンフ「オリーブの樹」6号、7号に第9回、10回重信公判の「出廷記」が掲載されています。重信さんが、G・Y氏の証言について報告しているものです。戸平さんの証言についてもそうでしたが、検事の顔ぶれも共通していて、そのまま私の公判の「出廷記」として読みでもいいような形になっています。

・第23回公判 02年3月18日、午前。

法廷実務のみで30分間ほどで終了。検察側が「クアラ」関係でマレーシア当局作成書類の一部を証拠調べに採用するよう要求したことに対する弁護側反対意見を川口弁護士が提起。

次回出廷のオランダ人証人の通訳をオランダ語でやるか英語でやるかについて、被告人から「かなり英語のうまい人なのですが」と提起。「供述」につながる発言なのですが、オランダ人警官一名の証言をオランダ語で受けた折りの通訳のレベルがひどかったので、あえて提案したもの。御愛嬌発言に、判事・検事・弁護士も苦笑を押さえるのに苦労していた様子。結果として、当日は英語の通訳が出廷していました。

・第24回公判 02年5月13日 午前・午後の全日公判。

検察側証人として「ハーグ」時のパイロット、H・S氏(オランダ人男性・71才)が遠路来日され出廷。検察側はビジネスクラスの航空券を手配したこと。それでも、被告人に気づかいを示す証言で一貫していました。既述の如く、村瀬検事が異動となり、この国から西谷検事が主尋問を担当することとなつ

たのですが、事前面接で、証人の被告人寄りの姿勢を認識していましたものと見え、通り一遍の質問で済ませてしまつたようです。

まず、証人の経歷について。20才ですぐオランダ空軍戦闘機のパイロットに着任。8年半の間、オランダ本国やカナダで勤務。退任後、アフリカ拠点のカー・ゴー会社を経て、ルフトハンザに一年半、その後67年からトランസアビア社に勤務。ピアフラ内戦（「フランシースの場合」）で歌われているナイジエリアでの悲惨な戦争）の折り、危険なフライトを引き受けた経験が買われ、「ハーグ」事件発生から2日目の9月15日に、上司から「特別フライト」を提案されたとのことです。当時、オランダ国営のKLMはDC-18を採用していて、犯人グループが仮当局に要求したボーリング707を操縦できるパイロットはトルンスアビア社にしかいなかつたのだそうです。彼が軍隊経験を有する人だということは、その態度、所作からも、当時、推測できました。

以下、主尋問の要点を記述します。

西谷検事・Q：危険だからことわろうとは思わなかつたのですか？

H・S氏・A：いいえ。

Q：あなた以外のクルーはどう決まつたのですか？

A：当時、私と一緒に働いていた副操縦士のファンデルスワール氏と機関誌士のB・ナイト氏とを私が選び、本人たちから了解を得た。

ファンデルスワール氏は今も現役パイロットであり、多忙を理由に証人出廷を拒否しています。彼は74年当時の供述で、飛行中威圧を受けるようなことはなかつたし、危険を感じることもなかつた旨、述べています――

Q：仏大使館に一人でおもむいた経緯は？

A：74年9月17日午後4時、緊急対策本部で、オランダ首相、

フランス閣僚、日本大使（彼の勘違いで、一等書記官のK・Y氏のこと）に会つた時に、犯人たちの目的地について直接自分が聞きだすこととなつた。

Q：仏大使館の中では、どうだつたのですか？

A：階段を4階まで登つたところで、フロアへの扉が開いていた。ドアの向こうに一人立つていた。

Q：その人物の特徴は？ 被告人を見て下さい。

A：彼はもつと髪があつた。目もととかは同一人物だと思う。いやはやですが、実は被告人たる私と証人とは、彼が入廷して来た時からお互いに目であいさつを交わし、証言中も何度もアイ・コンタクトを果しつつ、うなづき合うような調子だったのです。74年当時の機中では互いを軍人、兵士として、更には人格を尊重し合うほどの関係は築けていたのです。そうでなければ「特別フライト」は成立しません。――

Q：大使館で彼とどんな話をしたのですか？

A：目的地を尋ねた。クルーとしては、知らなければ飛べないと告げた。それで相手はイエメンのアデンと言つた。

Q：対策本部に戻つてどうしましたか？

A：首相や閣僚たちと話したが、目的地については首相と二名の閣僚にだけ告げた。

Q：目的地は誰にも告げないと、と仏大使館で会つた男と約束していたのでは？

A：地上との交信等でKLMの援助が必要だった。そのためには

報告した。

――こでもH・S氏はアイ・コンタクトを求めて来ました。私はそれを承知の上だつたのでうなずき返しました。ただし、このことから当時、オランダ当局が南イエメン政府に打診し、態度を硬化させるようなことがあつたかも知れません。――

Q：機内には何人、日本人がいましたか？

A : 4人いました。

Q : 4人の中で大使館で会つた男は、どんな地位にあると思えましたか？

A : リーダーだと思いました。

Q : 残り3人について覚えていることは？

A : 腕に負傷していた人は記憶にある。あとは不明。

Q : 30万ドルは持つて来ていたのですね？

A : 持っていたと思う。

Q : 離陸後の4人の行動は？

A : なにも問題はなかった。

Q : 会話で覚えていることは？

A : オリオン星座について話したことがあった。

—地中海上空で、コックピットから見える星空にオリオン星座が輝いていたのです。岡本公三さんが述べていた「リッダ」三戦士の星です。感動的な眺めでした。

Q : 飛行中、4人はアデンで問題なく受け入れられると思い込んでいるようでしたか？

A : そのようでした。

Q : 誰か迎えに来ることを期待している様子は？

A : それはなかつたようです。

Q : アデン当局が受け入れを拒否して來た経緯は？

A : アデンの管制官は当初、事情を知らずにいた様子でした。

4人のうちの1人が無線マイクで「日本赤軍だ。ランティングしたい」と言つた。それに対し、待つように言われました。その後、給油した上で離陸するよう通告されました。

Q : 日本人たちの様子は？

A : とてもがっかりしていました。彼等の日本語の会話の中に

P L Oとかアラファトとかの単語が出ていて、ダマスカスに行こうとしていると思えました。

—「ハーグ」での交渉時、日本大使館員から、シリアが受け入れを表明している間、伝えられていたのですが、当時はシリア政府とPFLPとの関係は悪いままにあり、事務所の開設すら認められていなかつたのです。シリアが受け入れを表明したのは、旧宗主国たるフランスへの面当ての意が込められていたものと思われます。アデンで粘ることなく次善の策としてダマス行きを決めたのは、やはり正直な話、かなり落ち込んでいたからです。なんとも経験の浅さと主体の未確立が露呈しています。

Q : ダマスに降りるにあたつてシリアが日本人に条件をつけたことは？

A : 武器なしで身一つで降りてくるように告げて來た。日本人側は自分で武器を持って出ると言つていたが通らなかつた。

Q : 着陸後、すぐ上陸を許可されたのですか？

A : 機を去るまで2時間かかつた。

Q : オランダ当局とシリア当局とが交渉していたようでしたか？

A : そう思います。政府間討議については自分たちは聞かされていません。日本人たちはバスで去りました。

Q : バスの中に誰か4人以外に日本人の姿は？

A : バスのまわりにシリア兵が1～2名いただけで、バス内も

シリアの兵士と運転手だけだつたと思う。

Q : その後、シリア当局の人間が機内にやつて來たのでは？

A : 私はオランダ領だと言つて機内に入つて來ることを拒否した。

Q : 外交官は来ましたか？

A : オランダ外交官とフランス大使館員が来ました。

Q : 日本人が残した30万ドルは？

A : 私たちはダマスカス市内で休養をとる必要があり、金を機内に残すことを望まず、フランス大使に渡しました。

Q：日本人はパスポートなどを残していくたのでは？
A：小さなスーツケースがあった。中身は知りません。

Q：犯人グループが残していくた武器は？

A：スーツケースに入れて機内に残しておいた。

Q：そのスーツケースは？

A：スキポール空港に戻った時、オランダ外相に渡した。

Q：武器とスーツケースはオランダに持ちかえつて外相に渡し

たということですか？

A：はい。

——この辺の経緯は私たちの閑知しなかつたことです。どうも、シリア、フランス、オランダ間で、身柄・金・武器・その他について、いろいろ複雑な交渉がなされていました。私たちが自らの主張を通す努力を不徹底にしかやれなかつたことは否定できません。おかげで証拠を随分と残してしまいました。お粗末。詰めの段階でも不十分さ、ミスが出た作戦でした。——

午後の公判では、古田典子弁護士が反対尋問を担当しました。

古田弁護士・Q：犯人グループの要求内容をあなたは知つていましたか？

H・S氏・A：ボーアング707、フルヤ釈放、30万ドル、と

聞いていた。

Q：要求はオランダ入クルーではなく、フランス入クルーだったということは？

A：それは知りませんでした。

——この辺には、オランダ当局の作行為が見うけられます。——

Q：74年当時の供述では、犯人の要求で仏大使館に行つたと述べて、今日の証言では自分が目的地を聞き出すために行つた、と言いました。どちらが本当ですか？

A：私が首相に行くと申し出た。

Q：行き先を聞き出そうとの意向は首相たちにもあつたのでは？

A：はい。対策本部で行き先が分からぬでいるというので、

自分が聞きに行くと申し出たのです。

Q：大使館に行く前から、聞き出した行き先を首相たちに告げることは決まつていたのでは？

A：いや、行つて戻つて来たところで、地上交信等の問題があ

ることに決めた。

Q：大使館の4階で会つた相手はあなたを脅すようなことをし

ましたか？

A：いいえ。

Q：ピストルとかを持つていましたか？

A：いいえ、見せませんでした。

Q：最初から友好的だった？

A：はい。

Q：安全航行に向け信頼しあおうという話は？

A：ありました。

Q：友好的に、非敵対で、との約束は守られたのですか？ フライトの最後まで。

A：はい。

Q：ファンデルスワール氏の当時の供述では一瞬たりとも恐怖を感じることはなかつた、とあります。あなたもそうでしたか？

A：まったく問題ありませんでした。

Q：地上との交信は自由にできていましたか？

A：はい。

Q：今日まで、事前にダマスカスが受け入れ表明をしていましたことを知らなかつたのですか？

A：飛行中は知りませんでした。ダマスカス到着後、2時間ほどしてから知りました。

Q：飛行機は、フランス提供のものでした。ダマスカス空港でシリア人に對し、機内主権はオランダにある、と告げて、乗り込んで来るのを拒否したのは、武器とかをシリアにとられないようにするためだったのでは？

A：望ましくない人物に機内にはいりこまれることを拒否した、ということです。

（この辺は中々のツッコミとボケのやりとりになっています。

基本的に、私のミスから生まれた結果です。一切合財、身につけ強引に降りてしまえばよかつたのです。後の祭り。――

Q：30万ドルのお金については？

A：私たちはダマスカスで休息をとることになり、一晩、駐機することになったので、フランス外交官に保管を頼んだ。

Q：最終的にはフランス側に渡したのですか？

A：フランス大使に渡し、受領書を受けとりました。

――30万ドルの行方については、当時マスコミでいろいろ取り沙汰されたのですが、シリア・フランス・オランダ間での交渉の結果、こういうことになっていたようです。――

Q：あなたはダマスカスから帰国後、「ナイト」の称号を受けました。それはあなたにとって名誉なことでしたか？

A：はい。特にオランダ女王から直接に受けたことは大変な名誉でした。

裁判長からの補充質問・Q：あなたは軍隊経験がありますね。

その経験に照らして、犯人グループの軍事的能力、訓練経験等についてはどう感じましたか？

H・S氏・A：経験がある、と感じました。

Q：それを踏まえ、飛行中に生命・身体への危険は感じられませんでしたか？

A：まったくなかつたです。

――検察側は、公判前の事前面接（検察は証人テスト、証人チエツ

ク、とか呼んでいるようです。）で、すでにH・S証人がどのような証言をする意向にあるかは把握していたようで、ことさらに感情に訴えるような質問をツッけることは放棄していました。ただし、私としては証人とは加害者・被害者の関係にあるわけですから、過去のことと今回の証言とに、二重の謝意を表する以外ありません。――

・第25回公判 02年6月25日午後

法廷実務のみ、15分で閉廷。検事側から「ハーグ」関係証人について、当時23才で電話交換手だった女声、V・R・V・G氏と、大使館職員で当時22才だったJ・L・M・F氏との二名が来日の意志を持つているとの報告がなされました。他の人質とされた男性の方々はすでに80才前後の高齢のため来日不能、もしくは所在不明のことです。それらのうち、J・D氏についてはコンタクト中ということだったのですが、リストに記載されていた生年月日が1946年となっていて、これでは起訴状の、当時61才という記載と一致しないことを、被告人から指摘しておきました。その後の再調査で同姓同名の別人であることが判明した旨、7月2日の公判で報告されました。やはり28年も前の件なので、ハーグの一CPO（国際刑事警察機構）の係官もいろいろ苦労しているようです。

・第26回公判 02年7月2日 検察側証人Y氏。

この日の地裁への往き帰りのバスで、東拘にすでに15年間も拘留されたまま、一審裁判を闘い続けていた「迎賓館・横田基地爆取」統一公判組の方々と一緒にになりました。「救援」紙の公判予定欄で同日になっていたので、ひょっとしたらと思つていたら、みことニア・ミスならぬ、アクセス・サクセスとなりました。帰りに一緒にバスだった車椅子の方が須賀さんとお見

うけしました。十亀さん、板垣さんともども一田も早く保釈となることを願っています。15年間もの裁判闘争を経て、最近ようやく一審の弁護側反証段階に入り、それでもまだ保釈申請が認められないというのですから、何ともすさまじい弾圧です。彼らへの救援パンフ「寒梅」のこの一年間のバックナンバーを拝受しております。通算164号というのですから、さすがに年季の入り方が半端ではありません。その最新号にイギリスの映画監督ケン・ローチについて書いていた十亀さんは、ケン・ローチ作の「ブレット&ローズ」と「ナビゲーター」とが有楽町シネ・ラ・セットで一挙に公開されるとの新聞広告を目にして歯がみしているのです?

さて、この日の証人はおなつかしやのY氏です。74年、パリで逮捕され、「ハーグ」でフランスの刑務所から釈放となり、その後、私が80年代初めに旧「日本赤軍」を脱退した後に、なにがあつたのか、86年に彼は単身、勝手に帰国し、警視庁に自首しました。その後、旅券法違反の罪のみで一年ほどの刑期を終え、これまで一社会人としての生活を送っていた御仁です。出所後、さんざん公安関係者からの嫌がらせを経験したようで、重信逮捕の後には長沢格検事に責めあげられ、十数通の調書をとられてしまっています。その結果、すでに重信公判に4度も喚問され、その上、私や西川さんの公判にも呼びつけられることがとなりました。これでは生活破壊になる、とかなり怒り始めているとの話が、私にも伝えられていきました。

しかし、もとはと言えば、彼が検事の尋問に応じ、調書をとらせてしまったことが、証人に喚問される理由となっているのです。腹を立てるべきは公安とそして自分に対してもなればいけないのでです。

入廷して來たY証人は、すでに控え室で検事相手に出廷したくない旨、息まき続けていたとのことで、ひどいブチャムクレ

顔をしていました。裁判長からの宣誓要求をY氏は拒否し、その理由を述べました。

Y氏：宣誓拒否の理由は長くなります。本日以外にも7月16、17日と西川、和光公判に出廷するように求められています。今月だけで3回呼ばれるのに加え、検察側によると8月にも喚問予定があるとのことで、私の生活上に大きな支障が出来ます。事実関係等については、重信逮捕以前から何度も捜査に来られ、話せるることはすべて述べて来ています。この3年ほど、私自身、何の仕事もできない状態にあります。重信公判には義務として4回出廷し、証言しました。証言記録と総合していただければ、長沢検事作成の調書のおかしなところについても一目瞭然で分かつてもらえるはずです。

上申書も書いて提出しました。百枚以上書いて、整理し、60%の分を提出しました。その中には証言時に出さなかつた事実も書いてあります。さつきまで検事とも話していましたが、西川、和光裁判とか出て、重信公判と同じことをしゃべるとなると、宣誓はやるわけにはいかなくなります。重信公判に集中して証言したし、西川、和光裁判とは弁護士も検事もダブっています。ここで私が述べるようなことはすべて出してしまつています。

裁判長が苦笑しながらていねいに説明をしました。

裁判長：証人の言い分は受けとめましたが、これは和光裁判であり、重信裁判とは別なのです。検事と弁護士がダブっていても別の裁判です、今の段階では、裁判にあたつての和光被告の憲法上の権利も保障されなければなりません。裁判では、文書をもつてではなく、証言をもつて立証が果されなければならぬのです。宣誓の上、尋問を手短にしてもらい、調書とくいちがう点だけを尋ねるということはどうですか？

Y氏：重信裁判での証言内容は弁護士・検事・和光被告も知つ

ていらばすです。私は西川公判にも呼ばれています。「」で答えれば西川公判でも時間をとられることになります。

裁判長：5分間休憩をとり、その間に証人・検事・弁護団とで打ち合せを。裁判長としては、宣誓拒否となると制裁を下す必要ができます。

一ということで調整がなされました。ここで公判手続きを説明しておきますと、まず、長沢検事がまとめた調書十数通にY氏が署名・捺印したことから、検察側の証拠として成立し、それらを検察側は弁護側に開示した上で、裁判所に証拠として調べてもうべく提出することに弁護側が同意するよう求めるという段取りがとられなければならないのです。弁護側が不同意を表明したことから、検察側は調書の供述者を法廷に喚問し、調書にこめられている内容を裁判長の前で尋問することによって呈示するということになります。これに対し弁護側は反対尋問を行なうことで信用性がない、と裁判長にアピールします。

私の裁判では、検察側が開示したいいろいろな人の調書に不同意を表明したことから、それらの人々が証人として次々に喚問されることはなっている訳です。その分、裁判は長くなります。先述の「迎賓館・横田基地爆破」裁判は件数が多い上に、完全否認なので、長期になつて面はあります。検事が嫌がらせに立証をダラダラ続けるという方法をとったことが、一審の検察側立証だけで15年もかかった主要因としてあります。

私の裁判の争点たる「殺意」については、Y氏の調書はまったく関係がありません。ですから、私がすんなり同意表明をしてしまえば、Y氏がわざわざ証人として出廷する必要はなくなるのです。実を言うと、弁護団からは、私に対し、Y氏の調書は不愉快な内容を含んでいるけれども「起訴事実」そのものには関係ないものなのだから、証拠調べへの採用に同意し、Y氏は喚問なしにしてやつてはどうかとの打診はあったのです。

しかしながら、被告人たる私としては、重信裁判でのY氏の証言にしても、「上申書」にしても私に関することだけがけつこう多く触れられており、さながら陰口となつてゐることから、Y氏に対し、私が直接問い合わせただす機会を保障するよう要求したという経緯があつたのです。それに對し、言わば、Y氏は陰口の言い逃げという形をとろうとしているということになります。

個人の生活上の都合を言いたいのなら、調書を残すべきではない、ということにしかなりません。刑事訴訟法上通らない言い分をY氏は述べたてているだけなのです。75年当時、調書をとられてしまつた戸平さん、西川さんがどれだけそのことで苦しんで来たかをY氏は知つてはいたはずです。もっとも、私の裁判としては、Y氏のフチャムクしぶり、その非常識な主張、子どもっぽい態度が裁判長に示されただけで、彼の調書も上申書も証言もすべて重みも信用性も失つたものと見なせました。

結局、休憩中の打ち合わせで、Y氏の生活上の困難にも考慮した措置が合意されました。長沢検事作成の調書が裁判所での証拠調べに提出されることに弁護団・被告が同意するのと引き換えに、Y氏が重信公判むけ提出した「上申書」とY氏が長沢検事の取り調べについて弁護士むけレポートしたフロッピーとの証拠調べの提出に検事側も同意する、というバーダーの成立です。

その上で手短に済ますということで尋問にもY氏が応じる、という妥協が得られました。

西谷検事・Q：一点だけ質問します。重信被告とウイーンに行き、そこで別行動でパリへ行つた折り、パリで「ボンヤク」作戦に関する準備活動を行つたのですね？

Y証人・A：準備活動はやつていません。

Q：「上申書」には「重要な任務がありました」と書かれていますが？

A : それはあつたと思います。

Q : 「重要任務」は誰の指示?

A : 説明したくありません。

Q : 重信被告の指示だったのですか?

A : 言えません。

Q : パリに行つたとき、「ホンヤク」の内容を知つていたことになるのでは? 重信公判では「話は具体化されてなかつた」と証言していたが、計画は具体化していたのでは?

A : 進行状態等はよく把握してませんでした。

Q : 「上申書」では重信被告に対し、アブハニに頼んであげようかと提案した、とありますか? 「ホンヤク」を重信被告が指揮しているから、こんな提案をしたのでは?

A : よく思い出せません。どうとも言えません。

—「ハーグ」に先立つ、いわゆる「ホンヤク」作戦への重信さんの関与についての質問です。検察側は、フランス当局からY氏逮捕の折りに押収した重信さんの手紙類の提供を受けていることから立証に自信をもち、強く出ているのでしょうか。しかしながら、「ホンヤク」と「ハーグ」との間には連續性はないのです。無駄な努力です。—

川村弁護士の反対尋問は、Y氏が川村弁護士に送ったフロッピーディスクについての確認を求めるところからはじめられました。
Y証人・A : 供述調書は長沢検事が自前でタイプ入力し、あとで編集されたものです。自分が認識していたものとくい違うものが調書として開示されたので、各被告に悪い影響を出さないように、と弁護士向け作成したのがそのフロッピーです。

Q : 長沢調書の内容はあなたにとつて不本意だつたから、上申書も作成したのですか?
A : はい。それと4回の重信公判で述べきれなかつたことを最

終的にまとめました。

Q : 西川・和光両被告とともに、あなたの検事調書の内容に同意できない、ということで、あなたが証人に喚問されたことは手続きとして理解できますか?

A : はい。

Q : 「上申書」の内容があなたの述べたいこと?

A : はい。

Q : 「上申書」に、「ハーグ」時の武器の件で、シリアにいた時点で、和光被告がカルロスに対し怒っていた、とあるのはあなたの記憶違いでは? カルロスがハーグ用の武器の一部をくすねたこととかは、ペイルートに戻つたあとで知つたことだつたのでは?

A : それはあとになって新聞とかで知つたことでした。

—彼の「上申書」にも、いくつも事実に反することが書かれています。やはり、28年前のことです。そのことへの留意を求める質問でした。—

続いて被告人たる私から質問しました。弁護団は私が何がどうなことを言つて証人にへんを曲げさせたりしないか、と心配していましたようです。

被告人・Q : 被告人から証人に一点だけ質問させていただきます。証人は調書の内容には不本意なのです。にもかかわらず、署名・捺印した経緯について説明願います。

A : 取り調べ当時、答えることとかすべて裏目に出てしまう結果となり、検事の要求をはね返す力が無い精神状態に追い込まれてしまいました。調書作成に応じたこととかについて謝罪します。

—私としては、彼に言いたいこと、特に検事の横暴さとか、強圧的な取り調べとかについて述べてもう誘い水のつもりで向けた質問だったのですが、やはり二十年近いブランクがあつた

分、私の意図は通じなかつたようで、Y氏は自らの落ち度を謝罪することとなりました。私にとっては彼の謝罪とかは大した意味も持つてないことなのですが、Y氏自身は胸のつかえなりがいくらかは取れたようで、退廷後はアラブ時代の調子がよかつた頃に見せたような笑顔で弁護団や傍聴席に会釈を繰り返していました。

ただし、西川公判では、裁判長も弁護団もコツモニでY氏に対し接し、3回以上の喚問となつたようです。重信公判に4回も呼ばれたこと自体、もとはと言えば、これまたY氏自身の責任に帰することなのです。これまで彼は押しかけて来る公安デ力達に對し、話せることは話すから嫌がらせしないでくれ、と弁明・説明の物語りをするという対応をとつていた旨、「上申書」でも述べています。その延長で重信公判でも「物語り」証言を展開したことから、新たな追及を招くタネを提供することとなり、1回ごとろか、4回まで続くこととなつたのです。以後は、今回、裁判長や検事に示したブチャムクレの態度を公筋に対しても示すようにしてほしいものです。

旧「日本赤軍」はこれまでY氏の脱走・自首についての検証・総括とを对外的に発表する」とはありませんでした。「リッダ闘争二十周年」の折りの92年5・30声明では75年にストックホルムで逮捕され送還された「同志の屈服・自供について組織的に検証した」ということを述べているのですが、86年に起きたY氏の件についてはまったく触れていません。重信さんがY氏証言の公判について「オリーブの樹」に発表した「出廷記」でもその問題については触れずに済ませてしまつています。よく都合の悪いことなのでしょう。しかし、「公判=総括深化」なのですから、進行中の裁判闘争のなかで、検証を深めていく必要があります。旧「日本赤軍」解散・解体があつた以上、

総括をあたえケジメをつけておるべき課題の一つとして、Y氏の件はあるのです。

・第27回公判 02年7月17日

この日も法廷実務だけで、30分ほどで済んだ公判でした。Y氏の検事調書と重信公判記録とが、前回公判で証拠調べに採用されることが決まつたので、検事がそれらの内容を概略的に説明した上で裁判所に提出するという手続きです。傍聴席の方々にはさながら私の裁判のダイジェスト報告といった感じで、分かりやすかつたのでは、と思われます。

この日の閉廷後の判事・検事・弁護士の打ち合わせで次回公判日程が決定されました。11月11・12・13日の3日間で、「ハング」時人質とされたオランダ人女性2人の証言を受けます。ただし3日目は予備日となる可能性があります。いざれにせよ、7月17日の公判から実に4ヶ月も間が空くこととなります。こんな間延びした日程となること自体、私の裁判の現況をよく示していると言えます。もつとも、検察側はY証人喚問を重信公判での例から、4回ぐらい見込んで、オランダ人証人の予定を11月に組んだのかも知れません。そうなるとY氏調書に不同意としておいてY氏を喚問させ、一回で済ませてしまつたのは検察側に対し、なかなかケガリラ的な法廷戦術を駆使したような結果を生んでいたのかも知れません。

やはり、28年前の国外での事件ということで、いくらいCPOを動員しても、検察側は立証・証人喚問がままならないようです。こうなると、重信・西川・和光裁判とともに年内ぐらいで検察側立証はネタ切れになるかも知れません。弁護側反証段階にむけ氣をぬるめず取り組み続けます。

和光公判予定

1月28日（火） 午前10時

2月24日（月） 午後1時

3月20日（木） 午後1時

4月14日（月） 午後1時

5月 6日（火） 午後1時

6月 2日（月） 午後1時

於 東 京 地 裁

1月28日は本人、弁護側冒頭陳述。
以後はすべて本人証言予定です。

編集・発行 ハルの会
1部 300円